

# 第4章 第6期計画における基本理念・基本目標

## 1. 基本理念

全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人として尊重され、その尊厳に相応しい生活を保障されなければいけません。また、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるように、町民みなで「つながり」、障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会づくりを進め、地域福祉の増進に寄与し、第8次鷹栖町総合振興計画のキャッチフレーズである『笑顔 幸せ みんなでつくる あったかす』を目指します。

## 2. 基本目標

### I. 分野を超えた地域包括ケアシステムの構築

「地域共生社会の実現」を目指し、分野を超えた地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療関係者や各種支援関係者も参画した上で、旭川圏域も見据えた地域資源も活用した多角的な視点での協議を行います。

### II. 地域生活支援体制の強化・充実

地域支援機能の「面的整備」の更なる強化を図るため、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のために運用状況を評価・検証します。

### III. 相談支援体制の連携強化

生活福祉相談センターによる相談窓口の一元化を継続するとともに、基幹相談支援センター機能の見直しを進め、より充実した相談体制の整備を図ります。

### IV. 就労支援施策の推進

障がい者本人の特技や特性を最大限に生かし、かつ希望どおりの就労が叶う支援体制の構築を目指すとともに、農福連携の推進のほか、商工業者との連携についても検討します。

## V. 発達障がいも含めた障がい児支援の強化

子育て世代包括支援センターを核とし、児童虐待や家庭で抱える課題解決のため、関係機関との連携を強化し、必要時に迅速に対応できる支援体制の構築と人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）等が安心して暮らし続けられる地域づくりを行います。

### 成果目標の達成に向けた取り組みスケジュール

基本目標	令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下
分野を超えた地域包括ケアシステムの構築	構成要素ごとの整理シートを作成（事務局）			整理シートを基にした構成要素ごとの課題の抽出及び解決するための施策について検討					
地域生活支援体制の強化・充実	居住支援機能			緊急時の受入・対応 体験の機会・場の提供			地域の体制づくり 専門性の確保（権利擁護）		
相談支援体制の連携強化	アウトリーチの実施、行政と相談支援事業所によるサービスの適正化に関する協議								
		相談体制 検討			相談体制 検討			相談体制 検討	
就労支援施策の推進		農福連携検討		個別マッチングによる農福連携事業				高福連携検討	個別マッチングによる高福連携事業
発達障がいも含めた障がい児支援の強化	関係機関との情報共有（進学等に伴う情報の引継ぎなど）								
	支援施策検討			支援施策検討			支援施策検討		
		医ケア児 検討			医ケア児 検討			医ケア児 検討	

## I. 分野を超えた地域包括ケアシステムの構築

### (1) 背景

あらゆる人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい・介護福祉サービス、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されていることが必須となります。また、障がい分野だけに限らない地域住民の抱える複合化・複雑化したニーズに対応する断らない包括的な支援体制を構築することが求められています。

(2) 現在の状況

平成26年に策定した「お互い様づくり行動計画」に基づいた取り組みにより、お互い様や支え合いといった「地域共生社会の実現」を目指した基盤が整備され、今後はより重層的な支援体制の構築が求められています。

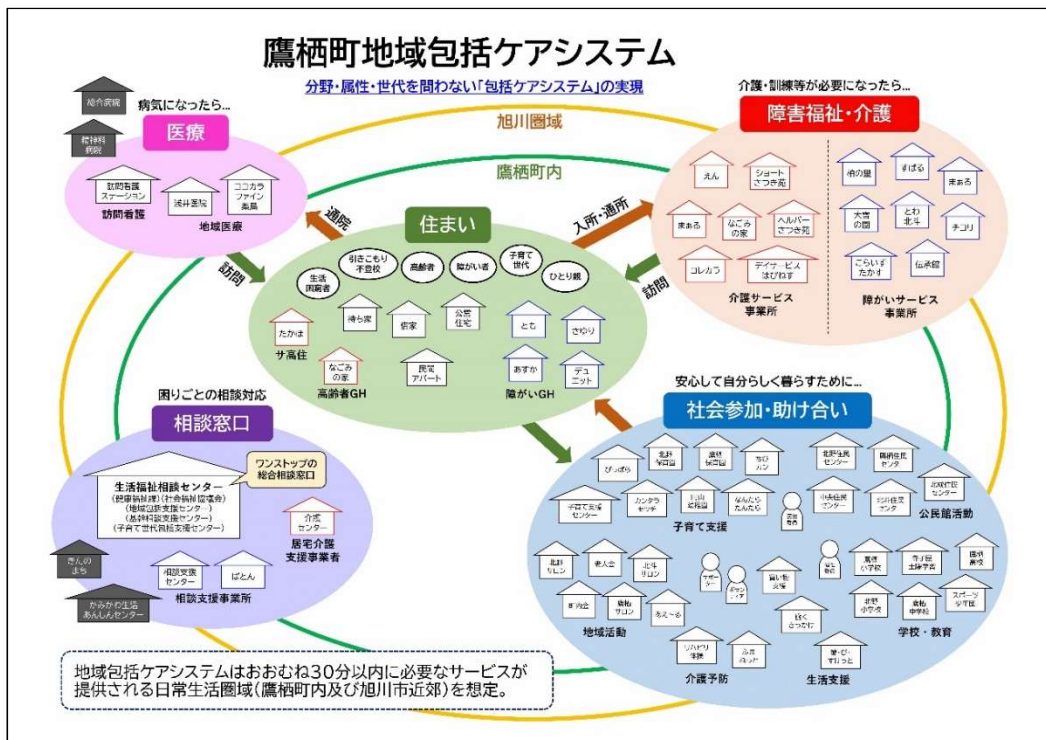
一方で、医療・住まい・教育・社会参加など、十分とは言えない部分も多々あるため、支援体制の強化に向けた取り組みが必要です。

(3) 成果目標

「地域共生社会の実現」を目指し、令和5年度までに、分野を超えた地域包括ケアシステムの構築に向けて、各分野における関係者による協議の場を設置します。特に医療機関や町外の支援機関との連携を強化するため、医療関係者や各種支援関係者の参画を図り、旭川圏域も見据えた地域資源も活用した多角的な視点での協議を行います。

(4) 成果目標達成に向けた取り組み

- ア. 自立支援協議会や生活支援・介護予防体制整備推進協議体において、地域包括ケアシステムの構築について協議の場を設置します。
- イ. 「分野を超えた地域包括ケアシステム」の構築を目指すため、構成要素ごとのシートを活用して整理します。
- ウ. 鷹栖町内の地域資源だけではなく、旭川圏域の地域資源も活用するため、協議の場への関係者の参画を図ります。



## II. 地域生活支援体制の強化・充実

### (1) 背景

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を促進するため、重度障がい者や計画相談等未介入の方にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者本人やその家族の緊急事態に対応する拠点機能の充実を図ります。

### (2) 現在の状況

第5期計画期間中での整備完了を目標に、自立支援協議会において本件に関する協議を継続してきました。

地域生活支援拠点等において、必要となる個々の機能は整備されつつありますが、障がいのある方への個別支援の課題としては、各サービス等事業所と連携を強化することや、地域生活の中で生じる本人やその家族の緊急事態等への対応があります。また、サービス未利用者等へのアプローチとして、障がい者の地域生活を支える拠点等の在り方については継続的に協議し、機能強化を図る必要があります。

### (3) 成果目標

令和5年度末までに、地域支援機能の「面的整備」の更なる強化を図るため、地域生活支援拠点等の機能の充実のために年1回以上は運用状況を評価・検証します。

### (4) 成果目標達成に向けた取り組み

- ア. 拠点等の整備充実に向けて、障がい者の地域生活に係る課題等を関係者間の打合せ等により適宜把握し、地域のニーズや課題に込えられているか、必要な機能の水準や充足は込られているか継続的に検証・検討を行います。
- イ. 地域生活支援拠点等の整備にあたっては、基幹相談支援センターを中心に自立支援協議会での検討及び各サービス等事業所との連携を図ります。
- ウ. 現時点で地域に不足する社会資源（短期入所、医療的ケア・重度障がい者への対応が可能な事業所）について、利用者のニーズを十分に満たす事業所数を確保（部屋等の確保含む）しておくことが課題です。この課題を解決するために、地域での生活を希望している障がいのある方の数やニーズを個別のアウトリーチによる方法や地域の関係機関とも情報を共有し、必要な検討を続けていきます。また、必要に込じて近隣市町との連携も図ります。

### III. 相談支援体制の連携強化

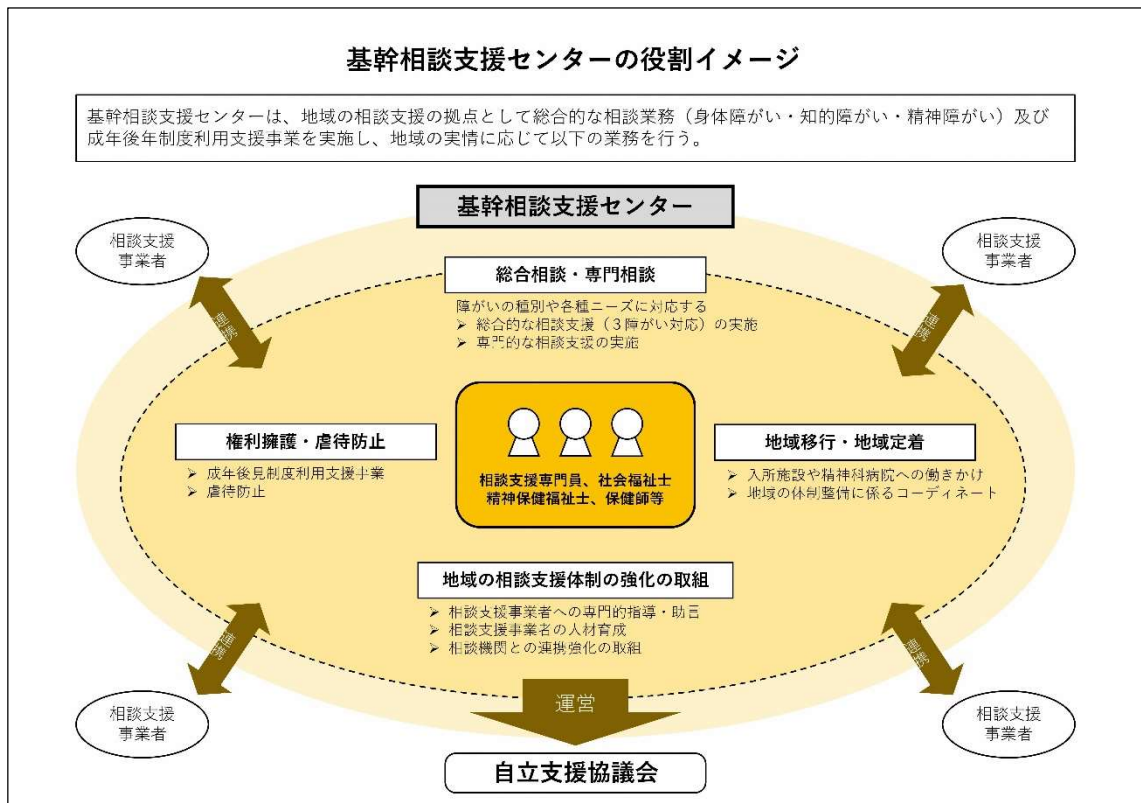
#### (1) 背景

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むために、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築と、障がい福祉サービスの適切な利用が不可欠です。また、充実した支援体制を構築するためには、障がい者本人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、関係機関との連携を強化することが必要となっています。

#### (2) 現在の状況

鷹栖町には相談支援事業所が2事業所開設しており、両事業所合わせて6名の相談支援専門員が日々の相談業務に従事しています。計画相談における委託事業を実施することで、相談支援専門員による適切なサービス等利用計画の作成が実現されています。

また、生活福祉相談センターに包含している、基幹相談支援センターでは、社会福祉士と福祉相談員が中心となった総合相談体制が構築されていますが、職員の人事異動や社会情勢の変化に伴い、基幹相談支援センターとしての役割が不明瞭となっているため、人材育成や計画評価を含むセンター運営の在り方に対して協議を重ね、見直しを図る必要があります。





### (3) 成果目標

生活福祉相談センターによる相談窓口の一元化を継続するとともに、相談の交通整理を行うことで、基幹相談支援センターの機能として適切な対応ができるよう都度見直しを図り、より充実した相談体制の整備を図ります。

### (4) 成果目標達成に向けた取り組み

相談支援の関係機関の調整については、必要に応じて地域包括支援センター等と連携するなどの相談窓口の一元化を実施し、地域の相談体制を総合的に検討する場を設けます。

また、身近な窓口や専門的な相談機関としても求められることから、ワンストップで適切な関係機関に必ずつながるよう、引き続き関係機関間での連携強化を図るとともに、個々のニーズに合わせたアウトリーチを実施します。

住民が安心して地域で暮らし続けることができるよう、相談支援専門員と町の障がい担当者が定期的にサービス利用状況の確認を行う場を設け、サービスの適正化や利用者との一層の信頼関係を醸成します。

## IV. 就労支援施策の推進

### (1) 背景

障がいのある方がいきいきと働くことのできる地域の実現に向けて、地域住民、障害福祉サービス事業所、企業、行政等が障がいについて理解を深め、地域全体で応援する体制づくりが求められています。

また、農業分野における就労の取り組みなど、障がいのある方の活躍の場が広がりつつありますが、一方で、障がい特性、本人の能力・スキルに応じた支援・サポート体制づくりが必要となっています。

### (2) 現在の状況

障害者就業・生活支援センターきたのまちと連携し、町内において就労相談会を開催していることと併せて、「働くきっかけ応援事業」や「生涯現役促進地域連携事業」において、インフォーマルなサービスを提供、また、関係機関との連携や情報共有を図っています。

また、令和2年度より地域住民、障害福祉サービス事業所と連携し、たかす丸山パークゴルフ場にて、地域住民による直売所運営に障がいのある方も関わりの、地域における社会参加の機会が作られました。

### (3) 成果目標

障がい者本人の特技や特性を最大限に生かし、かつ希望どおりの就労環境を実現するため、インフォーマルなサービスも含めた就労支援体制の構築を目指します。また、引き続き、地域住民、サービス事業所、関係機関等と連携や情報共有を図り、農福連携の推進のほか、商工業者との連携についても検討します。

### (4) 成果目標達成に向けた取り組み

- ア. 就労の希望があった場合に迅速に対応できるよう引き続き関係機関との連携を図るとともに、町内企業や学校に対して障がい者雇用の状況や考え方など、情報収集に努めます。
- イ. 障がい者の能力等の把握について、適切なサービス利用につなげるため相談支援事業所、就労関係事業所と情報共有を行います。
- ウ. 農業分野だけではなく、商工分野とも庁内で情報共有し、自立支援協議会等において各担当職員も参画し、取組内容について協議します。

## V. 発達障がいも含めた障がい児支援の強化

### (1) 背景

発達障がいなど、様々な課題、困り感を抱えている家庭は増加傾向にあり、子どもの早期療育や家庭環境に対する更なる支援、教育機関や関係機関と連携した支援体制の構築が必要となってきました。

また、平成28年の児童福祉法改正により、医療的ケア児が安心してその心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、行政機関及び関係事業者は必要な措置を講ずることが求められています。

### (2) 現在の状況

平成29年度より子育て支援相談室を設置し、障がい児支援の相談窓口として相談対応を構築し、令和2年10月からは「子育て世代包括支援センター」の開設により、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制を構築しています。平成30年度には鷹栖町内で「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の提供事業所が増えるとともに、「保育所等訪問支援サービス」の提供も開始され、学校との連携や集団生活への適応のための専門的支援が受けられる環境となりました。

### (3) 成果目標

子育て世代包括支援センターを核とし、児童虐待防止や家庭で抱える課題解決のため、保育園、幼稚園、学校等との連携を強化し、必要時に迅速に対応できる支援体制を目指します。また、保健師や医療機関等と連携を図りながら医療的ケア児等が安心して暮らし続けられる地域づくりを行います。

### (4) 成果目標達成に向けた取り組み

- ア. 子育て世代包括支援センターで子育てに関して相談対応を行うとともに、各関係機関と連携した支援体制を継続していきます。また、就学時の小学校への引継ぎ等に鷹栖町子育てリレーファイル「あったかすまいる」を活用し、各学校等と児童に対する支援、情報を共有する場を作ります。
- イ. 集団療育や支援者の学ぶ場の創出、困りごとを抱える親同士のつながりなど、困り感を抱える子どもに対する支援のあり方について、自立支援協議会などを活用して協議する場を設置します。
- ウ. 保育所等訪問支援のサービス利用時の児童の様子など、集団生活での支援の在り方等について、相談支援事業所と情報共有を図り、より良い支援へとつなげていきます。
- エ. 医療的なケア児等の相談・支援に対応できるよう自立支援協議会内に医療的ケア児等に係る協議の場を設置し、必要時に保健師や医療機関も参画した上で、協議できる体制を整備します。